

栗東市総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と栗東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的な教育行政を推進していくため、栗東市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき事項
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は市長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策推進部元気創造政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 5月15日から施行する。